

改修内容及びバージョンアップの方法について

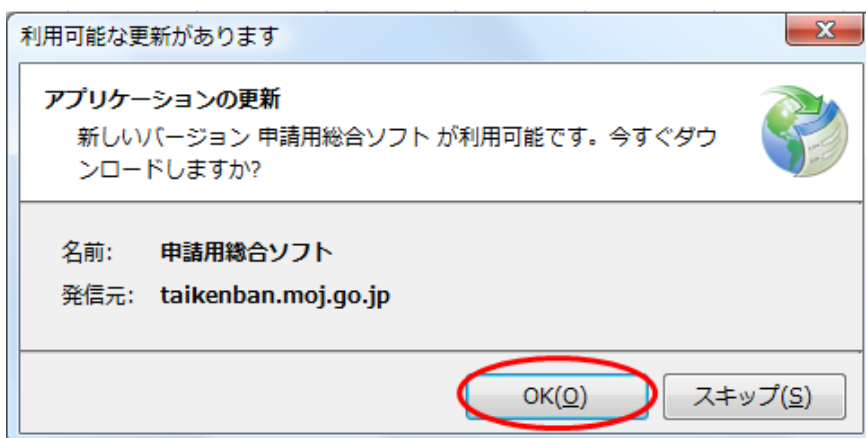
1 改修内容

- (1) 申請用総合ソフトのバージョンアップ時に参照するURLを変更する。
- (2) 申請用総合ソフトのアクセス先データフォルダ内に二重起動防止のための「ShinseiyoSogoSoft.lock」ファイルがあるときに申請用総合ソフトを起動すると表示されるメッセージについて、画面イメージを追加する。
- (3) 不動産登記申請(嘱託)書を作成する際、「登記申請書補助」画面の地番区域を変更して「終了」ボタンをクリックした場合に、「申請書作成・編集」画面の所在へ複写するよう改修する。
- (4) 不動産登記嘱託書について、委任状を追加した場合に、申請書の表示・印刷内容が正しく表示されるよう改修する。
- (5) 不動産登記申請書の申請書作成・編集画面において、物件種別「区分建物(一棟)」が1件目にある場合、物件情報複写機能により物件情報コピーをした時にエラーとならないよう改修する。

2 バージョンアップの方法

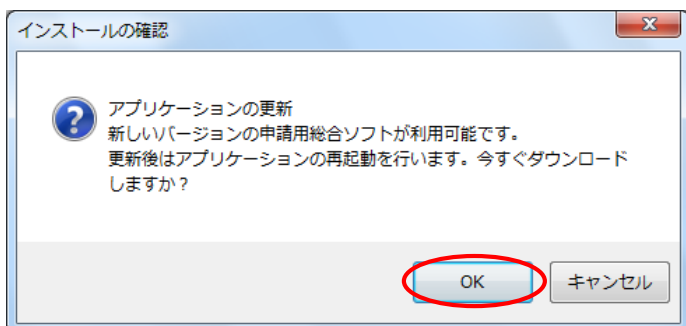
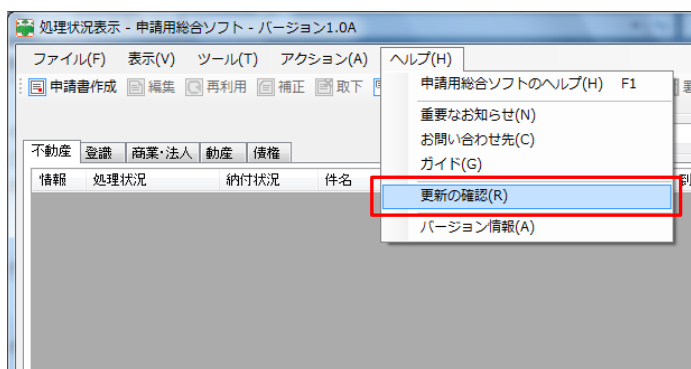
- (1) 平成23年4月22日(金)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、自動的にバージョンチェックを行った後に「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。

「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。(2)の「ヘルプ」メニューからの更新を行ってください。



※ 発信元は、「t-k-download.moj.go.jp」と表示されます。

- (2) 既に申請用総合ソフトを起動している状態で「ヘルプ」メニューの「更新の確認」をクリックすることで、最新の申請用総合ソフトに更新することができます。更新後は、申請用総合ソフトが再起動されますので、処理状況表示画面以外の窓は、全て閉じた後に更新してください。



(3) 今回のバージョンアップでは、参照先のURLを変更(「taikenban.moj.go.jp」→「t-k-download.moj.go.jp」)するため、必ず、**4月30日(土)午後11時まで**にバージョンアップを行ってください。

5月1日以降、1.3Bより前のバージョンの申請用総合ソフトを御利用の場合は、申請用総合ソフトの再インストールが必要となりますのでご注意ください。

申請用総合ソフトのバージョンアップは、24時間、土曜日、日曜日、祝日も可能です。

なお、このバージョンアップでは、申請様式の更新をしないため、バージョンアップ前に作成した申請データは、そのまま利用することができます。